

平成27年6月定例会 文教委員会の概要

日時 平成27年 7月 6日(月) 開会 午前10時 2分  
閉会 午前11時57分

場所 第8委員会室

出席委員 星野光弘委員長

柿沼トミ子副委員長

杉島理一郎委員、石井平夫委員、諸井真英委員、樋口邦利委員、

浅野目義英委員、菅原文仁委員、鈴木正人委員、福永信之委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 高木康夫教育委員会委員長、関根郁夫教育長、櫻井郁夫副教育長、  
袖木博教育総務部長、古川治夫県立学校部長、安原輝彦市町村支援部長、  
塩野谷孝志教育総務部副部長、高田直芳県立学校部副部長、  
小澤健史県立学校部副部長、松本浩市町村支援部副部長、  
吉田正市町村支援部副部長、佐藤裕之総務課長、大根田頼尚教育政策課長、  
佐藤卓史魅力ある高校づくり課長、廣川達郎財務課長、及川孝之教職員課長、  
高橋和治福利課長、渡邊亮県立学校部参事兼県立学校人事課長、  
武内道郎高校教育指導課長、依田英樹生徒指導課長、岡部年男教職員採用課長、  
加賀谷貴彦保健体育課長、宇田川和久県立学校部参事兼特別支援教育課長、  
小島克也県立学校人事課学校評価幹、鎌田亨小中学校人事課長、  
山田晋治義務教育指導課長、藤田栄二家庭地域連携課長、  
芋川修生涯学習文化財課長、長谷川雄一人権教育課長、  
横松伸二市町村支援部副参事

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第89号	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第90号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
第7号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について	不採択
第11号	「国の責任による35人以下学級の前進」をもとめる請願	不採択

所管事務調査

総合教育会議及び知事が策定する大綱について

報告事項

- 1 指定管理者に係る平成26年度事業報告書及び平成27年度事業計画書について
- 2 平成27年度における指定管理者の選定について

### 【付託議案に対する質疑】

#### 杉島委員

- 1 第89号議案について、西南部地域における児童生徒の増加に対応するための本校設置ということだが、子供の数が減る中で、特別支援学校に通う児童生徒数が増加する理由をどのように考えるか。また、児童生徒の今後の見込み数、今後の新たな特別支援学校の設置について、どのように計画しているのか伺う。
- 2 新設する入間わかき高等特別支援学校においては、県内で初めて普通科と職業科ができるということだが、普通科は転学生徒の受入れがメインだと聞いている。先日行われた学校説明会においては、保護者から転学による環境の変化や、普通科と職業科の併設による不安の声が聞かれたが、県としてどのように対応していくか伺う。
- 3 第90号議案について、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師はそれぞれ何人いるのか。また、公務災害補償を受ける者は年間にどのくらいいるのか。
- 4 今回、学校薬剤師の補償基礎額のみがマイナス改定となっているが、その理由はなぜか。また、業界団体の理解は得られているのか。

#### 特別支援教育課長

- 1 増加する理由についての質問であるが、国もはっきりした理由を示しておらず、我々もはっきりした理由は分からない。しかし、これまで養護学校という名称を使っていたものが特別支援学校という名称になり、保護者からかなり良い印象があることや、特別な支援をしっかりとってくれるのではないかという期待が表れているものだと理解している。見込み数であるが、平成25年度から平成30年度までの見込みを調査した結果、知的障害の特別支援学校については、平成25年度に4,934名の児童生徒数であったものが、平成30年度には5,865名、約900名の増加が見込まれると考えている。次に、今後の計画についてであるが、これまで県全体では、県西南部の伸び率が高かったが、今後は都近隣の南部が課題となってくる。計画的に何ができるか検討している最中である。
- 2 今回、いろいろな形で通学区域を再編したので、保護者の不安等も生じている。県では、通学区域を再編したから何が何でも学校を変えるように求めるのではなく、丁寧に対応させていただいている。基本的には、保護者説明会や個別相談会などをこれまでに11回程度開催した。今後は開校準備室の方で、随時4～5回、6回を目途に説明会を実施していく予定である。県としても引き続き個別相談会を丁寧に実施し、不安解消に努めてまいりたい。

#### 保健体育課長

- 3 学校医等の人数であるが、学校医は現在715名、学校歯科医は233名、学校薬剤師は201名である。また、現在、公務災害について県立学校で適用している例はない。
- 4 学校薬剤師の減額について、資料2にある金額は、国家公務員の給料を基に決められているものである。平成26年の11月、人事院の勧告により、国家公務員も含めて給料の改正が行われた。全体的に若年層のみが引き上げられ、それ以外は引き下げとなっている。その結果、経験年数が10年以上の学校薬剤師が減額となっている。また、私どもの方には、薬剤師会から特に要望等はない。

## 石井委員

- 1 第89号議案について、県内に特別支援学校は35校あり、障害の種別ごとに学校は分かれていると思うが、新校の種別は何か。また、小中高のうちどれを対象としているのか。さらに、新校設置で県内の過密状況を解消できるのか。職業学科を設けるというが、一般就労率はどの程度を見込んでいるのか。
- 2 第90号議案について、公務中の事故は過去どのくらいあるのか。また、どのようなものが補償されたのか。

## 特別支援教育課長

- 1 障害種別については、知的障害の特別支援学校である。小中高の別は、高等部単独校である。過密状況については、新校の設置により県西南部地域の過密状況は一応の解消に向かうが、県全体を考えると県南部については課題が残るものと考えている。職業学科の一般就労状況について、現在職業学科を持つ学校は、さいたま桜高等学園と羽生ふじ高等学園であるが、こちらの過去5年間の一般就労率はおおむね9割程度となっている。

## 保健体育課長

- 2 本条例が制定されて以降、県立学校での適用事例はないが、昭和48年に川越市の小学校で、また、昭和57年に八潮市の小学校で、いずれも学校薬剤師が転倒・負傷されたということで、療養補償と休業補償を行っている。

## 石井委員

今後の新設について、どのように考えているのか。

## 特別支援教育課長

都近隣の県南部地域の川口特別支援学校を中心に過密状況であることを考慮し、川口市周辺を中心に検討している。対策を取ることで、全体的な部分は落ち着いてくるのではないかと考えている。

## 石井委員

年次計画などはないのか。

## 特別支援教育課長

費用がかかることであり、児童生徒数の毎年の推移を見ながらでないといけないところがある。現状では過密状況にあるが、ここ数年児童生徒数は横ばいになりつつある状況もある。費用がかかる以上、しっかりと精査をして取り組んでまいりたい。

## 村岡委員

- 1 私自身、特別支援学校の過密解消を求めてきた一人であるので、入間わかくさ高等特別支援学校の開設は基本的には歓迎すべきことと考えている。しかし、周辺の学校の保護者から様々な不安の声が挙がっているのは事実である。昨年の12月定例会でも取り上げたが、今回の新校の設置に当たり学区再編が行われ、所沢特別支援学校と所沢おおぞら特別支援学校の生徒が転校を余儀なくされる、15分だった通学時間が1時間以上に伸びる、目の前の学校に行けなくなるなどといった声があった。県が受け止めている

保護者からの声にはどのようなものがあったのか。

- 2 昨年の12月定例会での私の質問に対する答弁で「個別相談会を実施して丁寧に対応していく」とのことであったが、先ほどの答弁からは11回説明会を開催したが保護者の懸念を全て解決できているわけではないという印象を受けた。みんなに喜ばれるように、今後どう対応していくのか。
- 3 既存校を含む再編について全体計画があるのか。それとも、今回の新校の設置後の様子を見るのか。新校設置の効果をどう見ているのか。
- 4 来年4月の開校予定とのことだが、新校に勤務する教員の確保についてどう考えているのか。
- 5 学校薬剤師は具体的にどのようなことをやっているのか。養護教諭との関係はどのようなものか。学校薬剤師などが直接学校に出向いて行う仕事にはどのようなものがあるのか伺う。

### 特別支援教育課長

- 1 学校が変わることによって指導の継続性が切れてしまうことを保護者は非常に懸念している。県では、高等部であと1、2年などという場合には、現在の在籍校でできることがあれば対応したいと考えている。県では無理やり押し進めることなく、保護者の希望に沿うよう、できる限り対応してまいりたい。
- 2 御理解は一定程度いただいているものと考えている。ただ、最終的に決断できないという保護者もいるので、今後、特別支援教育課の職員が各学校に出向いて説明してまいりたい。
- 3 再編のスタンスについては、今回の学校新設で一定程度の過密解消は図られたと考えているが、南部地区についてはまだ課題があるので、今後しっかりと検討をしていきたいと考えている。県西南部地域については、ほぼ解消できると考えている。

### 県立学校人事課長

- 4 教員の確保については、今後人事異動があるが、全教職員に、県西南部地域特別支援学校が新しく設置されたということを周知し、まず、教職員に希望を募り、併せて、高等学校長協会、校長会議を通じて、全校長に、新しい学校の人事異動に協力するよう働き掛けていく。

### 保健体育課長

- 5 学校薬剤師の主な仕事は、水質検査や空気の検査、また、蛍光灯の明るさ等の環境衛生検査を学校では実施しているが、その結果について助言や御指導をいただいている。また、学校には薬品等が保管されているが、それら薬品等の管理についても、助言や御指導をいただいている。例えば、生徒が薬を多く飲み過ぎたといった際に、すぐに電話連絡して御指示をいただく事例が挙げられる。

また、養護教諭との関係についてであるが、学校医等と直接連絡を取り合う数が一番多いのは養護教諭である。先ほどの例のように、生徒が多く薬を飲んでしまった際には、すぐ助言をいただくなど、養護教諭との連携は深いものがある。

学校に出向く業務については、先ほどの繰り返しになるが、環境衛生検査や薬品の管理についての助言や御指導がある。

## 村岡委員

是非、父母の声には丁寧に耳を傾けていただきたい。

教員の確保のことだが、特別支援学校では、臨時的任用率が非常に高い。平成25年度は、全体で19.5%、中には25%程度、4人に1人が臨時的任用教員という学校もあった。全員が正規教員というわけにはいかないかもしれないが、入間わかき高等特別支援学校は新設校なので、それを目指して頑張っていたいただきたいが、考え方を伺いたい。

## 県立学校人事課長

特別支援学校の臨時的任用率が高いことについては、従前より御指摘をいただいている。今年度については、昨年度に比べ、現時点では1.2%削減できている状況にある。しかしながら、いまだ高い状況であるので、新校については、できる限り臨時的任用教員の数を減らせるように取り組んでまいりたい。

## 諸井委員

- 1 さいたま桜高等学園と羽生ふじ高等学園の一般就労率が9割程度とのことであるが、どういった職種に就いているのか教えてほしい。
- 2 特別支援学校に対するニーズ、生徒数が増えているが、よく把握しておかないといけないのではないかと。原因が分からないまま、ただ対応していくのでは予算がいくらあっても足りない。その辺の認識は全くないのか、起きている現象に対応しているだけなのか、今後もそういう考えなのか伺いたい。
- 3 所沢に5年前に新校ができたとき、旧高校を活用したもので大きな学校という印象があったが、もう手狭になってしまったのか。所沢新校には視察も行ったが、知的障害だけではなく自分で立つこともできない、対話もできないような生徒がいた。自分の感覚では、教育施設というより医療や福祉の分野のような気がしている。どこまでが教育の範囲で、どこまでが医療の範囲なのか、境界線はあるのか。
- 4 入学に当たっての資格や基準があるのか。親が入れさせたいのなら入れるのか、それとも本人の希望があれば入学できるのか。
- 5 所沢に新校ができた際、1人当たりの予算を確認したところ、一般の児童生徒のおおむね8倍くらいの予算がかかっているとの答弁だった。その当時から変わりはないのか。

## 特別支援教育課長

- 1 職業学科卒業後の就職先の多くは清掃会社である。あとは製品の整理、棚卸、運搬を行うようなところに就職している事例が多い。
- 2 特別支援学校の児童生徒増加の大きな理由の一つは、障害のある子供たちに対する理解が進んだことや保護者の期待があるものと考えている。全体的な推移としては落ちてきている状況であるので、特別支援学校だけではなく、小・中学校における特別支援学級の設置も含め、全体として整理していきたいと考えている。
- 3 所沢おおぞら特別支援学校では、確かに肢体不自由の部門を設けており、寝たきりの重度の子供がいる。私の経験から申し上げますと、医療との連携は必要だと考えている。教員が自己流にやるのではなく、専門的な視点からの指導やアドバイスを受けながらやっていきたいと思っている。いくら障害が重くても、関わっていけば変わっていく。具体的には、表情が豊かになったり、言いたいことが言えるようになるなどの力も出てくるので、どんなに障害が重くても教育ができるのではないかと考えている。ただ、参考までにお話ししたいのは、IQは70～130位が標準と言われているが、昔の精神薄

弱という考え方ではIQ70以下が該当し、50～70が軽度、30～50が中程度、30以下になると重度となるような目安がある。そうした中で特別支援学校が良いのか特別支援学級が良いのか、市町村と連携しながらやっていかなければならないと考えている。

4 就学基準について、特別支援学校では、障害の程度が重度から中程度までの専門的な指導が必要とされている子供たちを対象としている。学校教育法施行令第22条の3には、特別支援学校の対象とする障害の程度に関する規定があり、該当する子供たちについては、特別支援教育が適当であるとされている。

5 1人当たりの予算について正確な数字を持っていないが、障害のある子供1人に対して小学生だと8人分から9人分かかっているということは、今でも変わっていないと考えている。

#### 諸井委員

学校教育法の規定に合っているかどうか、誰が判断するのか。親なのか学校なのか。

#### 特別支援教育課長

小学校に入学する際には、市町村教育委員会ごとに就学支援委員会というものがある。医療や福祉、特別支援学校の関係者も参加した会議であり、そこで最終的に就学先を判断することになっている。

#### 諸井委員

肢体不自由児の就労は難しい。高等部を卒業した後、結局、福祉施設や医療機関の方に入るようだ。表情が変わるとかということもあろうが、高等部3年間の効果というのはそれに尽きるのか。

#### 特別支援教育課長

障害の程度によっても異なるが、最近子供たちへの指導や支援が充実してきた。しっかり社会自立が図れる子供については、一般の企業や特例子会社に就職している子供も増えた。障害の重い子供については、福祉的な就労として、作業所とかデイケアで地域の子供たちと一緒に一日を過ごしていくというような状況も整備されてきている。子供自身は以前から比べると、社会の中で生きていく力がついているものと考えている。

---

#### 【付託議案に対する討論】

なし

---

#### 【請願に係る意見（議請第7号）】

##### 諸井委員

議請第7号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について」の請願に対し不採択を求める立場から意見を申し上げる。

請願趣旨の一つ目、「計画的な教職員定数改善を推進すること」については、平成18年度以降、中・長期的な定数改善計画は策定されていないものの、平成23年度には小学校1年生で、平成24年度には小学校2年生でも35人以下学級が編制できるよう定数改善が図られている。同時に、県として国に対し要望を行っており、必要な措置を講じてい

ると認められる。

また、請願趣旨の二つ目、「義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること」についてであるが、確かに義務教育費国庫負担制度の維持と拡充は重要であると考えが、義務教育費国庫負担制度は地方分権の見地から、国庫負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、代わりにこの分の税源が移譲されたものである。このような経緯を踏まえずして、2分の1の負担割合へと、単なる復元を求めるような意見書を提出することは適当ではないと考える。以上のことから、いずれの項目も適当とは言えず、不採択とすることが適当であると考え。

## 村岡委員

議請第7号の採択に賛成の立場から発言する。

本請願の主旨は二つある。まず、「計画的な教職員定数改善の推進を求めていること」について、請願者は、子供たちの教育環境の改善のためとしている。我が国はOECD諸国に比べ、教員に対する児童生徒数が多く、一人ひとりにきめ細かい対応をするためには教職員定数改善が必要であると主張している。また、障害のある子供やいじめ、不登校への対応に、少人数教育を推進する定数改善が必要としており、適切な主張と考える。ゆきとどいた教育を保障する少人数学級は国民の長年の要求であり、我が党も繰り返し求めてきたものである。

次に、「義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元せよ」との主張について、憲法第26条では、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を宣言し、義務教育はこれを無償としている。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償を原則として、自治体間における教育水準に格差を生じさせないために制定された制度である。しかし、国は2006年度より国庫負担率を2分の1から3分の1に引き下げた。減額された分は地方交付税で措置されるとしているが、請願者が「自治体財政が圧迫され非正規教職員が増えている」と指摘するように教育現場は深刻である。憲法の定める子供達の教育を受ける権利の保障は国の責任であることから、議会として国に対して国庫負担率2分の1復元を求める意義は大きく、よって本請願の採択に賛成するものである。

---

## 【請願に係る意見（議請第11号）】

### 村岡委員

本請願の紹介議員として、採択に賛成の立場から発言する。請願者は、「国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること」と「その実現のため教職員定数改善」を求めている。定数改善については先ほどの議請第7号で触れたので、35人以下学級について申し述べる。

請願要旨にもあるように、様々な課題を抱えた子供たちが増えていく中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきたことは委員の皆さんもご承知のとおりである。少人数学級では定数増により教職員が子供たちと向き合う時間が増え、学習に対する理解や意欲が高まる。欧米では20人、30人学級は当たり前で、日本は大きく立ち遅れている。子供の状況、豊かな学びを考えたとき、将来的には30人、更に20数人規模を目指すべきと考える。こうした中、2011年3月に国会で義務教育標準法の改正が全会一致で可決され、小学校1年生を35人学級とすることになった。2012年度は小学校2年生の予算措置が実施されたが、安倍政権となった2013年度以降は見送られ、今期に至っている。ところが、35人学級推進を求める声が高まる中、安倍首相は2月の衆議院予算委員会において35人学級の実現に向けて

鋭意努力していきたいと答弁した。この重要な変化に加え、請願者は6月の参議院文部科学委員会と衆議院文部科学委員会において、35人学級推進を求める決議が全会一致で可決されたことを紹介し、国の責任で35人以下学級の前進と教職員定数改善を国に求めている。言うまでもなく、これは社会の希望である。未来を担う子供たちに対して最善の教育環境を保障することは国の重要な責務である。よって委員の皆様には本請願の主旨を酌み取っていただき採択されたい。

### 諸井委員

議請第11号『『国の責任による35人以下学級の前進』を求める請願』に対し不採択を求める立場で意見を申し上げる。

「国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること」については、毎年度、国の予算編成において少人数学級の是非を含めた様々な議論がなされている中で、35人以下学級の実現を意見するのは適当とは言えない。

また、「国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること」については、平成18年度以降、中・長期的な定数改善計画は策定されていないものの、平成23年度には小学校1年生で、平成24年度には小学校2年生でも35人以下学級が編制できるよう定数改善が既に図られている。同時に、県は国に対して要望を行っており、必要な措置はすでに講じていると認められる。

以上のことから、いずれの項目も適当とは言えず、不採択とすることが適当であると考える。

---

## 【所管事務に関する質問（総合教育会議及び知事が策定する大綱について）】

### 杉島委員

平成26年6月20日に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されることになった。これにより、新教育委員会制度が全国でスタートし、本県においても教育行政により厚みを持たせるべく期待の聲が高まっている。早速、本県においても、5月13日に第1回目の総合教育会議が開催されたところである。そこで当委員会で総合教育会議並びに大綱について質問したい。

- 1 新制度について現場ではどのように捉えられているのか。
- 2 今後どのように運営していくのか。
- 3 会議の中で決めていくべき内容は何か。
- 4 知事の招集により開かれる総合教育会議では、事務局機能はどこが担うのか。
- 5 本県では、総合教育会議で知事が大綱を策定する予定はあるか。その際、現行の教育振興基本計画との整合性をどのように捉えられているか。
- 6 今回の制度変更により、教育行政における首長の発言力が高まることになるが、首長と教育委員会との考えにかい離がある場合、どのように調整していくか。
- 7 県下の63市町村でも新制度の導入がされているが、各々で力量の差が表れ、新制度の運用に濃淡が出るのが想定される。県教育局並びに県教育事務所は、どのような立場でどのような役割を果たしていくのか。
- 8 埼玉県総合教育会議は、年間の開催回数の定めが示されておらず、不定期での開催になる見込みである。総合教育会議の本来の目的である首長と教育委員会との密な連携や調整という意味において、開催の形骸化が懸念されるが、どのように考えるか。

## 総務課長

- 1 私どもの認識ということでお答えするが、今回の制度改革については、大きく3点ある。委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、総合教育会議の設置、教育目標、又は根本的な方針としての教育に関する大綱を首長が策定することの3点である。
- 2 新教育長は法律上の経過措置があるので、本県においては、現在の関根教育長の任期満了後に新教育長が任命されるものと考えている。総合教育会議については、委員お話しのとおり、5月13日に第1回目の会議を開催した。大綱についての知事との協議・調整というのはまだ始まっていないが、本県では、これまでも知事と教育委員会が定期的に意見交換を行ってきた。これが総合教育会議という制度になったので、今後さらに知事と課題や目標、あるいは政策の方向性について共有できるものと認識している。
- 4 事務局の機能については、首長が総合教育会議を設けて招集することになるので、首長部局で処理をするということが原則になる。しかし、本県の場合は、知事との協議の結果、教育局において補助執行し、事務局は教育局に置くということになった次第である。
- 6 知事の発言力が高まるというお話だが、知事と教育委員会が教育に関して議論する機会が増えるということは確かである。また、首長と教育委員会との考えにかい離がある場合というお話もあったが、総合教育会議の場が十分な協議・調整を図っていく場になるのではないかと考えている。連携の強化が今回の制度改革の趣旨であるので、首長から意見が述べられる、逆に言えば私どもの考え方を示す場にもなると思うので、十分意見の調整を図っていききたい。

## 教育政策課長

- 3 総合教育会議は地教行法に基づき、首長と教育委員会が協議・調整する場になっており、何かを決定するというものではないという位置付けである。なお、大綱を策定する場合には首長が策定するが、総合教育会議で首長と教育委員会が協議・調整することが要件となっている。策定をする場合には、総合教育会議の議論を踏まえ、県では知事が策定していくことになる。
- 5 教育振興基本計画との関係について、大綱は法律上知事が策定することになっているが、第1回会議では議論は出ていない状況である。今後の日程については未定の状況だが、教育振興基本計画については教育委員会が案の策定に携わっており、知事から議会にお諮りし議会での議決を経て策定したものである。したがって、今後、総合教育会議の場において大綱を議論することになった場合においては、教育委員会としては教育振興基本計画を踏まえてそごがないように議論、協議・調整していきたい。
- 8 総合教育会議を形骸化させないことは大変重要な点であると考えている。先ほど総務課長からも申し上げたとおり、首長と教育委員会が一般論としては、今までなかなか連携が図れていない、意思疎通ができていない自治体があったことから、地教行法の法改正がなされている。総合教育会議を設置することによって、教育に関する大きな方針や、あるべき姿について意思を共有し、連携を図っていくことが趣旨であるので、開催回数多寡以上に、実質的な中身のある議論をしていくことが重要であると考えている。

## 小中学校人事課長

- 7 教育事務所は、県内東西南北4つの教育事務所と秩父支所の5箇所運営をしているが、最も市町村に近く、地域の実情をよく把握しているので、学校の管理や教育指導上の諸課題については、現在も丁寧に指導・助言をし、支援を行っているところである。

今後についても、管内の市町村教育委員会の支援は変わらずやってまいりたい。

また、教育局が果たす役割であるが、今回の総合教育会議、あるいは大綱の策定等と新教育委員会制度の運用については、小中学校人事課が直接市町村に対して指導・助言を行う。説明会を昨年度中に実施し、その都度質問を受けたが、私どもの方で直接指導・助言を行いながら、今後とも支援をしてまいりたい。

### 杉島委員

今回の改正自体は、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しながら、教育行政における責任を明確にすること、首長と教育委員会との連携を強化することが規定されている。今回の改正により教育行政に対して首長が積極的に関与していくことが求められているわけだが、総合教育会議が機能するかどうかということは、結局、市民や県民から直接選ばれた首長の考えが教育に反映されているか、それこそが今回の改正の本旨だと思っている。

一方で、既存の教育委員会の定例会はそのまま運営されている。また、総合教育会議の事務局は教育委員会が担っている。新教育委員会制度が、その本旨のとおり運用されていくのかについては、多少の疑問が残るので、今回の改正によって、どのように首長の意見や考えを教育行政に反映させていくのか、その方針や考え方についてお聞きしたい。

### 教育政策課長

御指摘のとおり、今回の法制度の趣旨は、知事の考え方をどう反映していくか、ということと、一方で教育の中立性、安定性、継続性を確保する観点から教育委員会制度を維持していくこと、この2つのバランスをどう取っていくかが重要であると考えている。第1回の総合教育会議においても、知事からどういった教育のあるべき姿があるのか話があった。一方で、教育委員会の側からも、こういったことが教育にとっては必要なのではないか、といった意見が交わされていた。知事の意見を一方的に聞くというものではなくて、知事の意見も聞きながら、教育委員会としてもきちんと意見を述べ、ぶつけながら共有していくことが大変重要であると思う。総合教育会議や、仮に今後大綱を策定することになった場合、大綱を作る過程においても、議論が極めて重要になると考えている。

### 杉島委員

第1回の資料を見ると、知事は、小・中学校、義務教育について考えが色濃く、今回の発言の中にもあったと思う。県の教育局にとっては県立学校の教育方針や教育行政が中心になると思うが、今後、小・中学校に対する教育行政に対してしっかりと県として取り組みをしていくことが知事の意見を反映させていくにつながると考えてよいか。

### 教育政策課長

小・中学校の教育行政に対する知事の意見の反映については、おっしゃるとおりだと思う。県は県立学校を所管しているが、一方で、地教行法に基づき、市町村教育委員会に対する指導・助言・援助する権限を持っている。したがって、県の広域の行政を担う立場として、小中学校についても知事と教育委員会がきちんと議論していく。その中で知事の意見を反映し、受け止めつつ、教育委員会としてもきちんと意見を述べることが重要であると思う。

## 諸井委員

- 1 総合教育会議の開催回数は決まっていないとのことだが、開催は首長次第なのか。
- 2 総合教育会議は、何かを決める場ではないということだが、何を議論する場なのか。必要に応じて議論するのであろうが、何かを決定する場ではなく、ただ議論する場であると認識してよいのか。
- 3 首長の力が強くなるのは事実だろうが、調整がうまくいかない場合、そのときはどうするのか。議論して調整はしたがうまくいかなかったときは、首長の意見が総合教育会議としての意見ということになるのか確認したい。

## 教育政策課長

- 1 頻度、開催回数については、法律上、総合教育会議で議論する対象となるものが3点規定されている。1つ目は、大綱を策定する場合に協議・調整すること、2つ目は、児童生徒等の生命・身体の保護など緊急の状況が生じた場合に開催すること、3つ目がかなり幅広いものになっているが、教育や学術・文化等について重点的に講ずべき施策について議論する場合である。文部科学省の見解によると、回数の頻度に対する規定はないが、大綱を策定する場合には多少頻度が上がるのではないかと、という見解が示されている。
- 2 教育の最終的な執行権限が教育委員会にあるということは、今回の法改正でも何も変わっていない状況である。したがって、議論をした上で、最終的にどう執行するのか判断するのは教育委員会である。例えば、生徒指導と青少年健全育成だとかかなり密接に関連しているので、会議の中で議論し、その結果を踏まえ、生徒指導は教育委員会が行い、青少年健全育成は知事部局が行うこともあろうかと思う。この点で、総合教育会議は議論をする場という位置付けである。
- 3 仮に調整がつかなかった場合、総合教育会議はあくまで議論する場にすぎないので、教育委員会が執行機関として判断し、執行することについては何も変わっていないところである。そのため、まずは教育委員会と知事が調整をして、調整がついたことをやっていくことが大前提であるが、仮に調整がつかなかった場合には、そのような対応となる。